

## 環境と金融に関する専門委員会 報告書骨子（案）

1. 環境と金融の関わり(1) 環境問題の解決に向け、金融の役割は重要

- 「環境金融」の役割は、金融市場を通じて適切なシグナルを与えることで、企業や個人の行動を環境配慮型に変えていくこと。
- 具体的な取組の方法は、以下の2つに分類できる。
  - ・ 資金の使途が、直接的な環境配慮行動である取組（環境設備投資への投融資や保険の提供等により、環境に直接的に貢献）
  - ・ 環境負荷低減に取り組む経済主体を評価・支援することで、その持続的な行動を促す取組（環境に間接的に貢献）
- 特に地球温暖化については、1990年比-25%という野心的な目標の実現には、今後10年間で数十～100兆円程度の追加投資が必要と見込まれており、金融の大きな役割が期待される分野。
- 金融機関や機関投資家が環境金融に取り組む意義は、それが中長期的な収益につながり得るものであるためと、社会に対する責任を果たすための2点。

(2) 金融機能の特長を活かして、具体的にどのような役割を發揮できるか

- 金融市場を活用することで、市場メカニズムにより効率的に環境配慮行動を促していくことができる。そのためには、
  - ・ 規制、経済インセンティブ等の政策により、環境配慮行動が収益上プラスになる範囲を拡大していくことが重要。
  - ・ 環境配慮行動が長期的な収益予測に反映され、投資家の投資判断に織り込まれるような、企業の環境情報の開示・評価の仕組みが重要。
  - ・ 環境配慮行動と企業収益（成長力・信用力）との関係解明に向けた情報整備を進めることで、環境配慮行動が収益を強化するのか、収益が高いから環境配慮行動に取り組むのかという神学論争の解消も期待される。
- 外部への見える化が難しいものも含め、投融資先の環境配慮行動を評価・支援するモニタリング、コンサルティング機能も重要。特に、一般的に見える化が難しい中小企業の取組を継続的に評価・支援することは、地域金融機関の役割として重要。

### (3) 現状と課題

- 現在、次のような様々な取組が行われている。

#### **【投資の分野：エコファンド】**

環境経営に優れた企業を選定して投資を行うエコファンドは、2009年6月時点で43のファンドが存在し、運用総額は約3,000億円に上る。

#### **【融資の分野：環境格付け融資】**

融資先の活動を環境面から評価し、その評価結果によって金利を段階的に変更する環境格付け融資は、多くの金融機関に広がっている。

#### **【保険の分野：土壌汚染保険】**

土壌汚染について、想定外の汚染が発見された場合の浄化費用を補償する保険、浄化費用が想定を超過した場合に差額を補償する保険など、リスクに応じて多様な保険商品が提供されている。

#### **【環境ベンチャーへの投資】**

環境ビジネスのベンチャー企業（特に先進技術を持つ企業）は、ベンチャーキャピタルによる投資の有望な分野として注目されている。

#### **【市民の出資によるコミュニティビジネス】**

市民から出資を募って風車を建設し、売電により得た利益を出資者に分配する「市民風車」が全国で10基以上建設されている。

- しかし、金融全体から見れば、香り付けのスパイス的な存在に止まっており、メインストリームとしての広がりまでは見られない。

- 環境金融の取り組みを広げていくため、今はもう議論ではなく行動のとき。

## 2. 具体的な政策の検討

### (1) 「日本版環境金融行動原則」(仮称)の策定

- PRI、赤道原則など、既にあるグローバルな行動原則との関係を整理しつつ、金融機関のイニシアティブにおいて、日本版の環境金融行動原則の策定を期待。
  - ・ 単に策定するだけでなく、合意に至るプロセスや、策定後にも様々なステークホルダーとの対話を経て改善していくことが重要。
  - ・ 地域金融機関も参加できる原則となることに意義がある。

- 内容については、以下のような内容をたたき台として、金融機関のイニシアティブにより検討・合意されることを期待。

**【総論：環境との関係で金融に何が求められているか】**

- ・ 環境を維持することは持続可能な社会経済活動の基盤であり、環境問題への配慮なくしては、金融も長い目で見て適切なリターンが得られなくなる旨
- ・ すべての経済活動に関わる金融が、環境分野への適切な資源配分を果たすことで、環境問題を大きく改善することができる旨
- ・ 金融は、このような大きな社会的責任を認識し、低炭素社会への変革、持続可能な社会経済システムの構築に向け、受け身の姿勢ではなく、変革を先導するキープレーヤーとしての役割を発揮していくことが求められる旨

**【各論：具体的な取組内容】**

- ・ 投融資の判断に際し、投融資先の環境配慮取組と環境に関わるリスクとビジネス発展の可能性を十分に考慮する旨
- ・ 投融資先に対し、環境に関する情報開示と、環境問題への積極的な取組、環境に関わるリスクの低減を求める旨
- ・ 環境保全に資する取組を行う企業・個人等を金融手法により積極的に支援する旨
- ・ 環境保全に資する金融商品を積極的に開発・提供する旨
- ・ この原則に関する自らの取組状況をわかりやすく開示する旨

- 多くの関係者の参加と継続的な取組を確保するため、行動原則の策定に当たっては、以下の事項について十分に検討することが必要。

- ・ 金融機関・機関投資家による策定プロセスのあり方
- ・ 参加者拡大のためのリーダーシップのあり方
- ・ 実施段階におけるアカウントビリティのあり方
- ・ 参加機関間の連携、コミュニケーションのあり方
- ・ 継続的にフォローアップをしていくための事務局体制のあり方

**(2) 25%削減に向けた対策投資促進のために必要な金融の仕組み**

**【別紙「25%削減に向けた対策投資促進のために必要な金融の仕組みについて」参照】**

### (3) 投資家への情報提供を通じた投資判断への環境配慮の織り込み促進

【資料2-1参照】

### (4) 機関投資家による環境配慮投資の促進

- 機関投資家（特に公的性格のある公的年金基金等）には、その社会的責任を踏まえ、投資先企業の環境配慮等を投資判断に織り込んでいくことが求められている。
  
- 受託者責任との関係
  - ・ 世界的にはほぼ受託者責任に反しない、むしろ受託者責任を考えるならばESGを考慮して運用すべきという方向に向かっている。
  
- 機関投資家による取組を進めるためには、年金基金により投資の際の環境配慮の方針が開示されることが有効。  
その具体的な仕組みとしては、法律により開示を義務付ける方法と、「日本版環境金融行動原則」に参加した基金に対しては開示を求めることとするなど自主的な開示を促進する方法があり得る。
  
- 年金基金が環境配慮の取組を進めるためには、資金の潜在的な保有者である加入者・国民がそれを求めていることを明らかにすることも重要。

## 〈別紙〉 25%削減に向けた対策投資促進のために必要な金融の仕組みについて

### 1. 地球温暖化対策に係る中長期ロードマップについて

#### 資料4-1 地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ（概要）

～環境大臣 小沢鋭仁 試案～

#### 資料4-2 ロードマップ（環境大臣試案）における分野ごとの投資額とその根拠

- (1) 日々の暮らし（ゼロエミッション住宅）
- (2) 日々の暮らし（ゼロエミッション建築）
- (3) 日々の暮らし（ゼロエミッション自動車）
- (4) ものづくり（産業部門）
- (5) 「エコ社会」地域づくり（①都市、②農山漁村）
- (6) ゼロカーボンエネルギー

### 2. 具体的な仕組みについて

#### (1) 既存の主な政策

##### ① 財政投融資資金を活用した融資【日本政策金融公庫】

- 中小企業が以下の取組をする場合に融資を行う。（「環境・エネルギー対策資金」）
  - ・ 石油代替エネルギー設備（太陽光、風力、バイオマス、地熱、燃料電池、コージェネ等）、省エネルギー設備、公害防止設備等の導入
  - ・ エコアクション21の認証を取得し、その際掲げた目標の達成に向けた取組
- 基準金利より0.4%～0.9%程度低い特別金利での融資を実施。

##### ② CO<sub>2</sub>削減に取り組む企業への融資に対する利子補給【環境省】

###### a. 環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業

- 5年以内に5%以上のCO<sub>2</sub>削減を誓約した企業が、温暖化対策設備等の投資を行う際に、環境格付け融資を行う金融機関を通じて、融資額の1%を限度として利子補給を行う。
- 2010年度予算 3.5億円

###### b. 地球温暖化対策加速化支援無利子融資制度

- 3年以内に6%、5年以内に10%以上のCO<sub>2</sub>削減を誓約した企業が、温暖化対策設備投資を行う際に、環境格付け融資を行う金融機関を通じて、融資額の3%（無利子を上限）の利子補給を行う。
- 2009年度1次補正予算・2次補正予算を合わせて 60億円

### ③ エネルギー環境適合製品の開発・製造事業促進法に基づく仕組み【経済産業省】

※ 国会で審議中の法律案で、まだ成立はしていない。

#### a. 財政投融资資金を活用した融資

- 低炭素型の製品を開発・製造する事業のうち、高度技術を利用し、技術水準の向上や新事業の創出をもたらす事業に対する融資。
- 国から財投貸付を受けた日本政策金融公庫が、民間金融機関に低利・長期で融資を行い、その金融機関から企業への融資を実施するツーステップローン。

#### b. 低炭素リース保険

- 低炭素関連設備のリース契約を行うリース会社が、保険実施機関との間で保険契約を結び、リース料の回収が不可能となった場合（事業者の倒産等）に残リース料の一部を受け取る内容の保険。
- 国が保険実施機関に補助金を交付。2010年度予算 80 億円。

### (2) これまでの専門委員会での主な意見

- 経済的インセンティブ、規制等の政策により、温暖化対策投資が収益の上がるものか、実施せざるを得ないものにすることが、金融が成り立つ前提として必要。
- 長期的なビジネスモデル構築が可能となるよう、政策も長期的な取組のインセンティブを与える安定したものとする必要がある。
- CO<sub>2</sub>削減投資は、エネルギーコスト削減により初期投資費用を回収できる性質があり、融資になじむ。しかし、特に家庭部門や業務部門については、
  - ・ 回収期間が長く、投資効率が悪いものが多い。
  - ・ 家庭や中小企業は、初期投資費用のための融資を受けることが難しい、又は受けることを嫌う場合がある。
  - ・ 1件1件の投資額が小さく、融資や政策支援を行う場合のコストが高い。等の課題がある。
- 環境ビジネス特有のリスクについて、保険会社の取組と公的な制度を組み合わせ、リスクを軽減するソリューションを提供することが必要。
- 環境ビジネスへのベンチャー投資、市民風車など環境コミュニティビジネスの促進も必要。
  - ・ 環境ビジネスへのベンチャー投資は、将来性は大きいですが、上場までに時間がかかる、巨額の設備投資を要しリスクが高いなど、収益化を見通しにくい分野。また、環境技術にはまがい物も多く、技術の目利きが重要。
  - ・ 環境ビジネスを税制、予算措置等で優遇する場合、何が優遇されるべき環境ビジネスかという定義、認定が重要となる。